

## 医療費の未収金回収業務の委託について

当院では、一定期間を経過してもお支払いのない医療費の未収金につきまして、法令に則り、また適切にお支払いいただいている利用者の皆様との公平性確保のために、下記法律事務所に回収業務を委託しております。

委託した未収金の回収については、法律事務所が窓口となり、お支払いに関する連絡、相談等の業務を行いますのでご承知おき下さい。収納事務についても法律事務所が当院に代行して行いますので、法律事務所が指定する口座等にお支払い頂くこととなります。

よりよい医療サービス提供のため、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

### 【委託先】

名 称 : 紀尾井町東法律事務所  
住 所 : 東京都千代田区麴町3-7 半蔵門村山ビル3階  
代表弁護士 : 前田 博之

### 【対象者】

昭和伊南総合病院の診療費等の滞納者（債務者）及び連帯保証人等

### 【委託内容】

- 1、債務者に対する文書及び電話による催告
- 2、支払い方法等の相談業務
- 3、当該債権の調査、管理、回収業務
- 4、当該債権の弁済金の受領
- 5、その他「1～4」の業務に付随する業務